平成３１年　１月

関係事業主各位様

苫小牧労働基準協会

R01年度フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育(再教育)のご案内

厚生労働省では平成元年５月に労働安全衛生法第 60 条の２第２項に基づく指針として「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」を公表し「フォークリフト運転技能講習及びフォークリフト運転特別教育」を修了したフォークリフト運転業務従事者等に対し定期的（５年毎）に教育を行う事を定め、その実施推進に努めているところであります。

つきましては、今般苫小牧労働基準監督署の指導の下に、上記対象者の再教育講習会を開催しますので関係従業員の方々が多数受講されますようご案内いたします。

記

１．開催日

回	受付	日　時	時　間
1	5月～	7月　2日(火)	いずれも 9:00～16:10
2	9月～	11月 29日(金)	

２．会　場　日本軽金属（株）２階会議室（苫小牧市晴海町 43－３℡0144－53－6711）

３．対象者　「フォークリフト運転技能講習修了者」および
「フォークリフト運転特別教育修了者」で概ね５年を経過している者。

４．受講料　会員事業場　6,146 円(消費税込)（受講料 4,500 円+ﾃｷｽﾄ代 1,646 円）
非会員事業場　7,146 円(消費税込)（受講料 5,500 円+ﾃｷｽﾄ代 1,646 円）

※欠席の場合、受講日初日の前日(休日除)迄に申出がない時は受講料は返却出来ません。又、特段の理由なく、遅刻又は途中退室をした場合は所定の講義を受講したものとは見做しませんのでご留意ください。

５．定　員　５０名　（定員になり次第締切りますが、開催可能人数以下の場合は講習を中止することがありますので、ご了承願います。）

６．教育内容
(1) 最近のフォークリフトの特徴　(2 時間)
(2) フォークリフトの取扱いと保守　(2 時間)
(3) 災害事例及び関係法令　(2 時間)

７．申込方法　下記申込書にフォークリフト運転技能講習修了証又はフォークリフト運転特別教育修了証の写し(表裏共コピー)及び受講料を添えて、苫小牧労働基準協会(〒053-0002 苫小牧市晴海町 43－3)へ。℡ 0144-53-6711、Fax 0144-53-6722　尚、7 日前迄受講料が納付されない場合キャンセルと見做します。また、電話による申込受付はしておりません。

お　支　払　方　法	
１．現金払い	苫小牧労働基準協会宛に持参下さい。
２．銀行振込	苫小牧信用金庫本店（普)７０６２８４ 「苫小牧労働基準協会」口座へ
３．現金書留	苫小牧労働基準協会宛に送金下さい。

…………………………………………

受講日：(第　回)　月　日(　)～　日(　)　　令和　年　月　日

苫小牧労働基準協会　殿

フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育受講申込書

労基協会員	
非会員	

事業場名　℡

所在地〒

氏　名（ふりがな）	生 年 月 日	修了証発行先	修了証番号	発行年月日